

## 人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

## 退職後の社会保険、雇用保険

&lt;退職者に伝えておきたい保険のしくみ&gt;

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「退職後は国保と任意継続のどちらが得か？」

「傷病手当金は退職後も受給できるか？」

退職後に加入する健康保険や資格喪失後の給付についてよく質問が寄せられます。退職後の社会保険等について会社からの説明が不十分だと、退職者が高い保険料を支払うことになったり、本来受けられたはずの給付が受けられなくなったりといったことが起こりかねません。今回は人事・総務の担当者として押さえておきたい退職後（資格喪失後）の社会保険、雇用保険のしくみについて解説します。

## 1. 退職後の健康保険の加入パターン

退職後の健康保険には下記の3パターンがあります。

- ① 家族が加入している健康保険の被扶養者になる。
- ② 国民健康保険に加入する。
- ③ 会社で加入していた健康保険を任意継続する。

退職後、雇用保険の失業手当の受給をせず、年収の見込額も130万円（60歳以上180万円）未満で、家族の収入の2分の1未満になるような場合は、家族が加入している健康保険の被扶養者になる（①）ことができます。この場合、新たに保険料負担は発生しないので最適な選択といえます。配偶者の扶養に入る場合は国民年金の第3号被保険者となるため、国民年金保険料もかかりません。夫が妻の扶養に入る場合でも同様です。

## 2. 国保か任意継続か

①の扶養要件を満たさない場合は、②の国保か③の任意継続のどちらかを選択することになります。平成19年3月以前、任意継続には傷病手当金や出産手当金があったため、給付面で任意継続にメリットがありました。現在どちらも支給されなくなったため、給付面ではほとんど差がありません（健康保険組合は付加給付があるため、給付面で差が出る場合があります）。したがって、どちらの保険料が安い、ということが判断基準となります。

## ◆国民健康保険の保険料◆

前年の所得をもとに当該年度の保険料が算出されます。

（例）平成22年2月分：平成20年の所得が基準

平成22年4月分：平成21年の所得が基準

退職後、収入が減っても前年の所得が高いと保険料も高額になりますので注意が必要です。また、国保には被扶養者という概念がないため、家族それぞれに保険料がかかります（納付は世帯単位です）。算出方法は各市区町村で異なりますので、本人に金額を確認するようお願いください。

## ◆任意継続保険の保険料◆

退職時の標準報酬月額と保険者の平均標準報酬月額を比べて低い方に保険料率をかけて計算されます。協会けんぽの平均は現在28万円です（組合は通常28万円より高くなります）。つまり、退職時の標準報酬月額が28万円を超

えていたとしても、28万円を基準に保険料が算出されるということです。なお、任意継続の場合は会社負担がないので、全額自己負担（在籍時の2倍）となります。

任意継続の保険料はすぐに計算できます。あとは国保の保険料を市区町村にて確認し保険料を比較します。所得が高く、扶養家族が多い場合は任意継続の方が保険料も安く済むことが多いです。

なお、任意継続は資格喪失後20日以内に退職前に加入していた健康保険の保険者にて加入手続きを行う必要があります。期限を過ぎると加入できないのでご注意ください。

## 3. 資格喪失後でも受けられる給付

2で任意継続の場合傷病手当金が受給できないとお伝えしましたが、下記の要件を満たせば、「資格喪失後の給付」として受給可能です。傷病手当金を受給中の従業員が退職する場合、本人請求により継続して受給できる旨をお伝えください。給付期間は支給開始日から1年半となります。

- ・退職日までに継続して1年以上健康保険に加入している。
- ・退職時に傷病手当金を受けている。

在職中給与が支給されて傷病手当金が支給停止になっても、退職後に受給は可能です。任意継続となり、標準報酬月額が28万円になっても、傷病手当金は在職時の月額に基づいて計算されます。なお、出産手当金や雇用保険の育児休業給付は退職した場合受給できません。

## 4. 失業手当の受給期間延長

雇用保険の失業手当は、退職後1年の間に受給するのが原則ですが、3の傷病手当金を受給している場合や妊娠、出産、育児等の理由で職に就くことができない場合は、申請をすれば1年の受給期間を延長させることができます。仕事を探せる状態になったときに失業手当を受給できるようにするため、上記に該当する方は必ず失業手当の受給延長申請をハローワークにて行ってください。

ご不明な点等ありましたら、山口事務所までお問い合わせください。

## — 今月の主な労務・税務関連手続き —

・所得税確定申告（2月16日～3月15日）

## ● コラム ●

協会けんぽの健康保険料率が3月分（4月納付分）より現在の平均8.2%から平均9.3%台へと引き上げられる予定です。東京では9.32%（現在8.18%）になります。月収28万円の場合、労使折半後で月1,596円の負担増となります。保険料率が正式に決まりました、あらためてお知らせします。2月1日で開業後5年が経過し、第6期目へと突入しました。私個人としてだけでなく、事務所としてもより一層のレベルアップを図ってまいります。今後ともよろしくお祈りします。（山口）